

入札説明書

この入札説明書は、社会福祉法人山梨県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が発注する消防設備保守点検業務について、一般競争入札を実施するに当たり、入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。なお、この入札説明書に記載のない事項は、関係法令の定めによるものとする。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 発注者 事業団
- (2) 件名 消防設備保守点検業務
- (3) 業務の内容 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の機器点検及び総合点検
- 点検項目
消火器具・消防機関へ通報する火災報知設備・誘導灯及び誘導標識・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・粉末消火設備・屋外消火栓設備・自動火災報知設備・非常警報器具及び設備・避難器具・排煙設備・専用受電・非常電源（自家発電設備・蓄電池設備）
※点検項目は、施設ごとに異なる。
※その他詳細は、仕様書による。
- (4) 履行場所
- | | |
|-----------|---------------------|
| ①豊寿荘 | 南アルプス市十日市場 727-1 |
| ②明生学園 | 甲斐市竜王 2175 |
| ③桃源荘 | 山梨市一町田中 155 |
| ④サテライト桃源荘 | 山梨市一町田中 197 |
| ⑤きぼうの家 | 甲府市西油川町 117-1 |
| ⑥もえぎ寮 | 大月市富浜町宮谷 1510-3 |
| ⑦はまなし寮 | 南都留郡富士河口湖町船津 6663-1 |
- (5) 履行期間 契約の日から令和6年3月31日まで
- (6) 入札方法 入札価格は、年額とし、業務委託に要する一切の費用を織り込んだ額とする。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (7) 予定価格 公表しない。
- (8) 最低制限価格 設けない。
- (9) 入札保証金 免除する。
- (10) 入札説明会 行わない。

2 入札参加資格

- (1) 甲府市内に本社、支社等を有し、次の入札参加資格を全て満たす者であること。

- ① 山梨県物品等入札参加資格者名簿の次の登録業種のいずれにも登録されている者であること。
 - ・登録業種（物品）：消火器具
 - ・登録業種（役務）：建物、電気・機械設備
- ② この公告の日から入札の日までの間に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- ⑥ 会社法（平成17年法律第86号）の施行に伴う改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- ⑦ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産申立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団又は暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。

3 入札参加手続等

入札参加を希望する者は、令和5年6月27日（火）から7月3日（月）までの土曜日及び日曜日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、次の（1）の提出書類を1部持参し、申請すること。

（1）提出書類

- ① 一般競争入札参加申請書
- ② 当該業務の履行において、技術上の管理をつかさどる業務主任技術者として配置予定の者の資格証（消防設備点検資格者又は消防設備士）の写し
- ③ 甲府市内に本社、支社等を有していることを証する書類（会社概要・パンフレット等本社、支社等の所在が分かる書類）

※「一般競争入札参加申請書」は、事業団ホームページ (<http://www.yfj.or.jp>) からダウンロードできる（トップページ「山梨県社会福祉事業団からのお知らせ」参照）。ただし、これにより難しい場合は、上記3の期間において、次の（2）の場所にて配布する。

（2）提出先

事業団 事務局

（3）仕様書等の配布

仕様書等については、上記（1）の書類提出の際、提出書類の内容を確認後に配布する。

（4）入札参加資格の確認結果通知の送付

入札参加資格の確認結果は、令和5年7月5日（水）付けで書面により通知する。

(5) その他

- ① 受付期間を過ぎた一般競争入札参加申請書の提出は、受け付けない。
- ② 一般競争入札参加申請書の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- ③ 受付済みの提出書類は、返却しない。

4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり電子メールにより質問書を提出すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

- ① 様 式 指定なし（貴社様式）
- ② 提出期間 令和5年6月27日（火）から7月4日（火）の午前9時から午後5時まで
- ③ 提出先 事業団 事務局
メールアドレス：y-jigyodan-hp@yjfj.or.jp
- ④ 回答予定日 令和5年7月11日（火）までに各社へ電子メールにより回答
- ⑤ その他 電話での質問は、受け付けない。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年7月25日（火）午前10時から
- (2) 場 所 事業団 研修室
甲府市西油川町117-1

6 入札方法等

- (1) 入札者は、入札の日時及び場所に自ら出頭し、入札すること。
- (2) 入札者が代理人をして入札させようとするときは、代理人に委任状を提出させなければならない。
- (3) 入札者は、入札心得の内容を遵守すること。
- (4) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 入札書は、所定の用紙を使用し、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札書には、入札者の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、押印すること。ただし、代理人が入札する場合は、入札者の押印は不要とする。
- (7) 代理人が入札する場合は、入札者の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名並びに当該代理人の氏名を記載し、押印すること。
- (8) 入札の回数は、2回までとする。
- (9) 入札保証金は、免除する。
- (10) その他
 - ① 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分に押印をしなければならない。ただし、金額部分については、訂正を認めない。
 - ② 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 - ③ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、本件入札を延期し、又はこれを中止することがあ

る。

- ④ 入札の場所（以下「入札場」という。）には、入札者又はその代理人及び入札関係職員以外の者は入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- ⑥ 入札者又はその代理人は、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書及び当該入札への参加資格を有することを証した書類を提示しなければならない。
- ⑦ 入札場において、次の各号に掲げる事項に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ・公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - ・公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- ⑧ 入札者又はその代理人は、本件入札について他の入札者の代理人となることができない。

7 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年7月25日（火）
入札終了後、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (2) 場 所 事業団 研修室
甲府市西油川町117-1

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者として決定する。
- (2) 次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すものとする。
 - ① 入札に参加する資格のない者が行った入札
 - ② 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ③ 虚偽の申請を行った者のした入札
 - ④ 不正行為が判明した入札
 - ⑤ 記名押印又は署名を欠く入札
 - ⑥ 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
 - ⑦ 重大な文字の誤字、脱字等により必要事項を確認しがたい入札
 - ⑧ 記載されている開札日の日付が指名競争入札通知書に示す開札日の日付と異なる、又は日付の記載がない入札
 - ⑨ 1人で2通以上行った入札
 - ⑩ 入札に関する条件に違反した入札
 - ⑪ その他入札心得に違反したとき。

9 契約等

- (1) 契約の締結
 - ① 落札者決定後、落札者と契約を締結する。この場合において、落札者が、契約締結までの間に措置要領別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないことがある。

② 落札者が、契約締結までの間に、次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しない。この場合において、事業団は損害賠償の責めを負わないものとする。

- ・「2 入札参加資格」に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- ・社会的信用を失墜させる行為が判明したとき

(2) 契約保証金
免除する。

(3) 違約金

落札者が契約を締結しないとき又は落札者に不正な行為があつて落札を取り消したときは、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。

10 委託料の支払方法

機器点検及び総合点検（9月）終了後に契約金額の2分の1を支払い、機器点検（3月）終了後に契約金額の残額を支払う。

11 その他

- (1) 本件入札に係る費用は、すべて入札者又はその代理人の負担とする。
- (2) 一般競争入札参加申請書の提出後、入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。（様式は任意）
- (3) 現地の視察を希望する場合は、事前に事務局と協議すること。
- (4) 本件入札に関しての照会先は、事務局とする。

12 事務局

事業団経営企画室 堀

〒400-0833 甲府市西油川町117-1

TEL：055-288-1018

FAX：055-288-1248

メールアドレス：y-jigyodan-hp@yfj.or.jp